

意見の概要		町の回答（※は、関連する主要施策）	
推進に向けて	<p>⑥ 住民参加によるまちづくりの推進</p> <p>（前頁のつづき）  自治体運営を進めるために、住民参加を組織横断的に専門担当として担う「町民参加推進課」の設置を提案する。  また、町民参加を浸透させるためには、公平に町民参加状況を評価及び検証する専門担当課が必要である。これにより、町民の声に基づく政策（計画）づくり、財政運営、政策評価、職員研修など庁舎全体が機能すると考える。</p>	<p>（前頁のつづき）  ご意見にありました機能的な行政組織の在り方については、職員の定員適正化計画と整合性を図りながら、長期的な視点に立って検討が必要があると考えるところに、住民参加やまちづくりの進捗状況、課題などを検証するための委員会等の設置も含めて検討していきます。</p> <p>※第4章 第1節 2 (3) 住民参画の制度化の推進 P100  第2節 1 (4) 機能的な行政組織の確立 P106</p>	
参加の公募制について	<p>⑦ 参加の公募制について</p> <p>政策の説明と理解を求める各審査会、委員会ではなく、次のような委員公募制について検討されたい。  各審査会や委員会の委員には、誰もがなれる権利と応じなければならない義務があるという理解と周知が重要です。町内在住の18歳以上の町民を無作為で500人抽出し、その中から公募委員候補者名簿への登録に同意した方などを委員任命する。単純な公募制による「参加のかたより・ひずみ」の問題を解消できると考える。</p>	<p>現在は、一部の委員会において委員公募を行っていますが、統一的な取り扱いは定めていない状況です。  また、公募については応募が少ないという課題のほか女性や若年者など幅広い世代の方々が参加できる環境づくりが重要だと考えており、これら課題を含めて公募手法について検討を行っていきます。  委員等の公募化に関して検討するにあたって、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。</p> <p>※第4章 第1節 2 (2) 意見表明機会の拡充 ③P100</p> <p>※類似意見として、「審議会委員公募化と女性・若年者委員の参加促進」に関して、現行の募集方法のどこを改善するのか、どの様なコンセプトで検討していくのか、というご意見がありました。</p>	
公共施策、大型事業への参画	<p>⑧ 公共施策、大型事業への参画</p> <p>大きな投資事業に対しては、町民から直接的な意見を聞く必要がある。そこで、無作為により30名程度の町民を抽出し、討議の場を設けることを提案する。  これは、「討議型世論調査」として、参加者の合意を求めるものではなく、この討議意見を踏まえて行政や議会の判断材料にするというものである。</p>	<p>町では、住民や地域の代表からの意見や要望、提案を含め町政に反映できるよう「町政懇談会」や「自治会長等会議」を実施しているほか、これまでも大きな事業等については、関係者や関係団体等と意見交換する場を設けたり、各種計画の策定ではパブリックコメントに取り組んでいます。今後については、町民がよりまちづくりへ参加できるよう、町民に対して行政情報を積極的に提供しながら、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図っていきます。  また、大型事業等での意向把握の手法については、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。</p> <p>※第4章 第1節 2 (2) 意見表明機会の拡充 ①P99 ④P100  第2節 1 (1) 町民との協働のまちづくりの推進 ③P105</p>	
職員の意識改革について	<p>⑨ 職員の意識改革について</p> <p>町民のための計画が、お役所言葉でほとんどの町民が読む気にならない。  民間感覚での住民の知恵や意見を広く聞くことも必要。  慣例、習慣にとらわれた役場職員の常識では、現状を脱却できない。早急に意識改革が求められる。</p>	<p>総合計画については、コンパクトに、そして少しでも分かりやすく伝わるようにと心がけながら作成していますが、今後作成する各種計画についても分かりやすい計画書づくりに努めていきます。  また、職員の意識改革にあたっては、安平町人材育成基本方針に基づきながら、町民の立場に立って物事を考え地域を支える職員、そして複雑多様化するニーズの解決に自主的、主体的に取り組む職員の育成に努めていきます。</p> <p>※第4章 第2節 1 (6) 職員の意識改革と人材育成 P107</p>	

### 提出意見による計画等の修正部分

修正部分	修正前	修正後	関連意見
第4章 第1節 1 (1) コミュニティの活性化 ③住民との協働によるまちづくり P 95	住民とともに地域づくりを行う「地域サポート制度（仮称）」の創設に向けた検討を行います。	住民とともに地域づくりを行う「地域サポート制度（仮称）」の創設に向けた検討を行うとともに、制度創設に際しては、自治会町内会など地域への制度趣旨の説明を丁寧に行いながら進めます。	⑤ (5)